明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（厚生労働一一五）　一
〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁五九）　六
○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件（同六〇）　九
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する件（厚生労働二九八）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、公文書等の管理に関する国立研究開発法人等（日本原子力研究開発機構・農業環境技術研究所）、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四二
四四

省　令

○厚生労働省令第百十五号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の一部の施行及び労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百五十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十条第一項第五号、第五十七条の三第一項、第六十条第三号、第八十八条第一項ただし書及び第百十三条並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第三号並びに第十八条の二第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十三日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号及び第二十一条第二号中「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一項及び第二項」を加える。

第二十二条第二号中「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一項及び第二項」を加え、同条第五号中「第五十七条の三第一項及び第五十七条の四第一項及び第五十七条の五第一項」に改める。

第二十四条の二第二号中「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一項及び第二項」を加える。

第二十四条の十四第一項中「以下この条及び次条」を「次項及び第二十四条の十六」に改め、同項第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからトまでをハからヘまでとする。

第二十四条の十五第一項中「（危険有害化学物質等」を「（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの」に、「この項」を「この条及び次条」に改める。

第三十条中「第十八条第二号」に、「下欄」を「中欄」に、「及び同表の備考欄に掲げる物」を「並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のものに限る。）」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

一　危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）

二　危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

三　酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第三十一条中「第十八条第四十号」を「第十八条第三号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書の物を除く。

第三十一条第一号中「一パーセント」を「〇・一パーセント以上一パーセント以下」に改める。